

カーボン・マネジメントシステムの推進について

1. カーボン・マネジメントシステムとは

カーボン・マネジメントシステムは、「第6次恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、恵庭市（以下、「市」という。）の事務及び事業活動に伴う温室効果ガス削減のための取組みを推進し、目標を達成するために、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「改善（Act）」で構成されるマネジメントシステムです。

2. 目的

地球温暖化は、世界的な平均気温の上昇のほか、海面水位の上昇、降水量の増加、異常気象の増加、生態系の異変、農作物の影響等、多種多様な影響をもたらすといわれており、早い段階での温室効果ガスの排出削減が必要です。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書により、地球温暖化については疑いの余地のないことであり、温暖化の要因が人間の活動である可能性が「極めて高い」とされています。

国は、平成 10 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民個々の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に自らが排出する温室効果ガスの削減を図るための計画の策定を義務付け、市では現在「第6次恵庭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、令和 12 年度におけるエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量について平成 25 年度の排出量に比べ、『51%削減』を目標として掲げています。この目標達成のために、カーボン・マネジメントシステムを推進します。

3. 取組み

温室効果ガスの削減については、恵庭市カーボン・マネジメントシステム運用マニュアルに基づき実施してまいります。

市が所有し、又は管理する施設に加え、関係団体である指定管理者によって整備・管理運営されている施設や施設管理受託業者も本システムの対象であり、施設の整備・管理運営を担う民間事業者等に対して温室効果ガスの排出量削減等の取組みを講ずることを要請するものです。

